

# 総務委員会資料

## 議案第15号

川崎市工場立地に関する市準則を定める条例の一部を  
改正する条例の制定について

資料 1 川崎市工場立地に関する市準則を定める条例の一部を改正  
する条例新旧対照表

資料 2 工場立地法の一部改正について

参考資料1 工場立地法新旧対照表

参考資料2 現行条例の制度内容について

経済労働局

平成29年2月8日

## 川崎市工場立地に関する市準則を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前												
<p>○川崎市工場立地に関する市準則を定める条例 平成12年10月2日条例第48号 川崎市工場立地に関する市準則を定める条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、工場立地法(昭和34年法律第24号。以下「法」という。) 第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表され た準則(以下「法準則」という。)に代えて適用すべき準則を定めるもの とする。 (定義)</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。 (区域の範囲並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)</p> <p>第3条 法第4条の2第1項の規定に基づき、次の区域における緑地及び環 境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="174 906 1066 1136"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>緑地の面積の敷地面積に対する割合</th> <th>環境施設の面積の敷地面積に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の工業専用地域の区域</td> <td>100分の15以上</td> <td>100分の20以上</td> </tr> </tbody> </table>	区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合	都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の工業専用地域の区域	100分の15以上	100分の20以上	<p>○川崎市工場立地に関する市準則を定める条例 平成12年10月2日条例第48号 川崎市工場立地に関する市準則を定める条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、工場立地法(昭和34年法律第24号。以下「法」という。) 第4条の2第2項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表され た準則(以下「法準則」という。)に代えて適用すべき準則を定めるもの とする。 (定義)</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。 (区域の範囲並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)</p> <p>第3条 法第4条の2第2項の規定に基づき、次の区域における緑地及び環 境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1169 906 2060 1136"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>緑地の面積の敷地面積に対する割合</th> <th>環境施設の面積の敷地面積に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の工業専用地域の区域</td> <td>100分の15以上</td> <td>100分の20以上</td> </tr> </tbody> </table>	区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合	都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の工業専用地域の区域	100分の15以上	100分の20以上
区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合											
都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の工業専用地域の区域	100分の15以上	100分の20以上											
区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合											
都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の工業専用地域の区域	100分の15以上	100分の20以上											

## 工場立地法の一部改正について

工場立地法は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、一定規模以上の工場を対象として、緑地面積率等の基準である準則を公表し、届出をした者に対して勧告、命令等を行うこと等によって、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的とするものである。

### <改正の概要>

工場立地法の一部改正に伴い、現在、都道府県が有する町村区域における緑地面積率等の基準の制定権限及び事務処理権限が、施行日（平成 29 年 4 月 1 日）以降、町村に移譲されることとなった。

この法改正に伴い、川崎市工場立地に関する市準則を定める条例において引用している工場立地法の条文が変更となり、これと整合をとるため、次の点を改めるものである。

- ・ 条例第 1 条中、「第 4 条の 2 第 2 項」を「第 4 条の 2 第 1 項」に改める。
- ・ 条例第 3 条中、「第 4 条の 2 第 2 項」を「第 4 条の 2 第 1 項」に改める。

市については既に権限が移譲されているため、今回の改正に伴う本市事務や市内立地企業への影響はない。

改正後	改正前
<p>○工場立地法 昭和34年3月20日法律第24号 工場立地法</p> <p>第4条の2 <u>市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、当該市町村の区域のうち</u>に、その自然的、社会的条件から判断して、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項（以下この条において「緑地面積率等」という。）に係る前条第一項の規定により公表された準則によることとするよりも、他の準則によることとすることが適切であると認められる区域があるときは、その区域における緑地面積率等について、<u>条例で、次項の基準の範囲内において、同条第一項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則（第九条第二項第一号において「市町村準則」という。）を定めることができる。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 第一項の条例においては、併せて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。</p>	<p>○工場立地法 昭和34年3月20日法律第24号 工場立地法</p> <p>第4条の2 <u>都道府県は、当該都道府県内の町村の区域のうち</u>に、その自然的、社会的条件から判断して、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項（以下この条において「緑地面積率等」という。）に係る前条第一項の規定により公表された準則によることとするよりも、他の準則によることとすることが適切であると認められる区域があるときは、その区域における緑地面積率等について、<u>条例で、第三項の基準の範囲内において、同条第一項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則（第九条第二項第一号において「都道府県準則」という。）を定めることができる。</u></p> <p>2 <u>市は、当該市の区域のうち</u>に、その自然的、社会的条件から判断して、<u>緑地面積率等に係る前条第一項の規定により公表された準則によることとするよりも、他の準則によることとすることが適切であると認められる区域があるときは、その区域における緑地面積率等について、条例で、次項の基準の範囲内において、同条第一項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則（第九条第二項第一号において「市準則」という。）を定めることができる。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 第一項及び第二項の条例においては、併せて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。</p>

工場立地法における届出制度及び市準則の内容について

○工場立地法における届出の制度について

工場立地法においては、製造業、電気・ガス・熱供給業者であって、敷地面積 9,000 m<sup>2</sup>以上又は建築面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の工場の新増設等をする際に、生産施設、緑地及び環境施設の面積等について、市区域については市長あて届出を行う義務が定められている。

市長は、届出があった緑地面積や環境施設の敷地面積に対する割合等について、準則に適合しているか等を判断し、適合しない場合には是正の勧告を実施することができるものとされている。さらに、勧告に従わない場合等には変更命令や罰則の規程が設けられている。

○準則について

国は、生産施設、緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合に関する事項等について、準則を公表するものとされている。

公表された準則のうち、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項については、国が定める準則に代えて適用すべき準則を、市区域においては、市が条例で定めることができるものとされている。

※「準則」とは、「準拠すべき法則の定め」を意味し、指針や参考ではなく、明確な水準を示すものであり、事業者がこれに拠るべき基準のことである。

○市準則について

本市においては、川崎市工場立地に関する市準則を定める条例により、次のとおり一部の区域の基準を緩和している。

	区域	緑地の面積の 敷地面積に対する割合	環境施設の面積の 敷地面積に対する割合
国	工業専用地域	100 分の 20 以上	100 分の 25 以上
川崎市		100 分の 15 以上	100 分の 20 以上